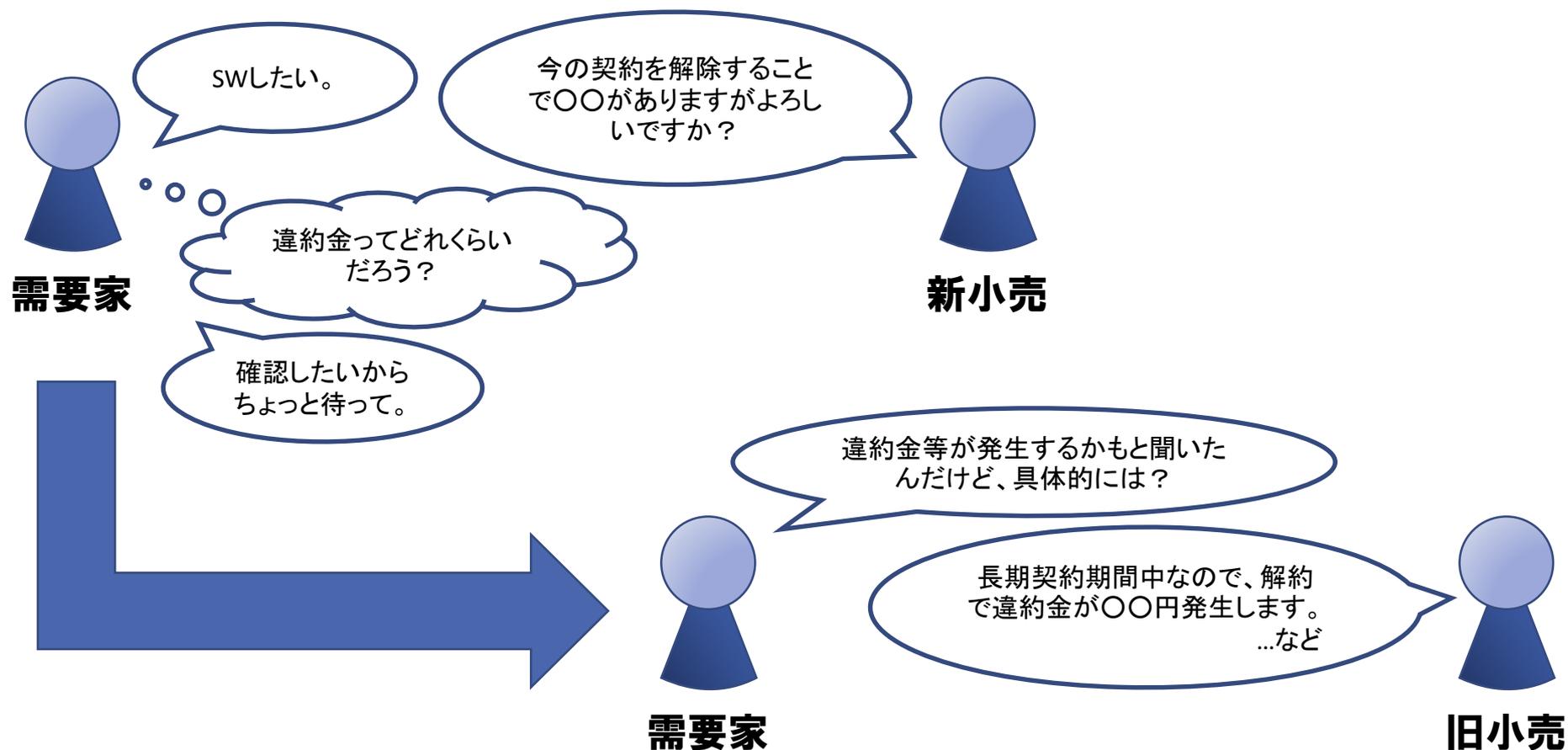
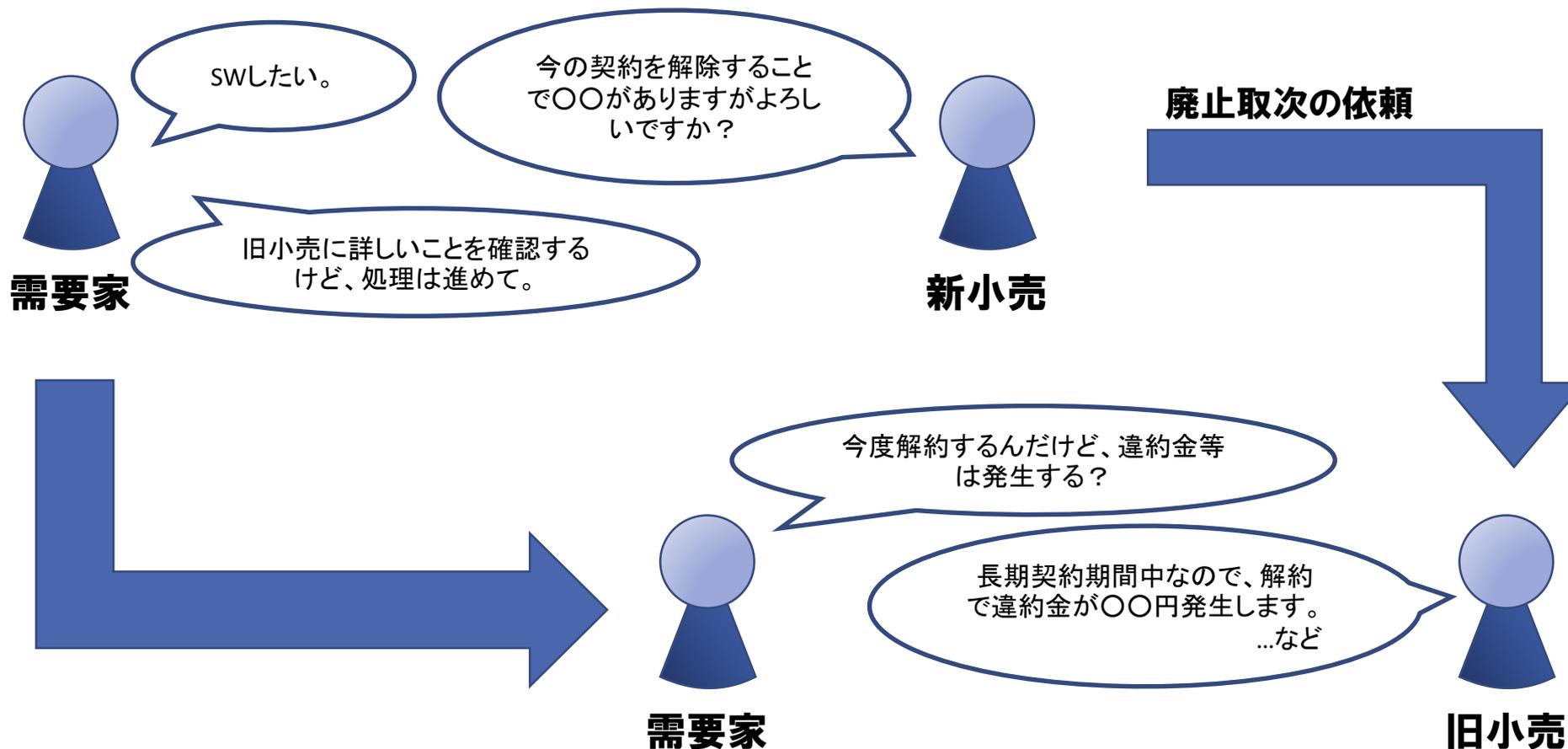


## Case.1 需要家から旧小売へ問合せ(廃止取次前に確認)



需要家自身が旧小売にアプローチして、不利益事項の詳細を確認する。

## Case.2 需要家から旧小売へ問合せ(廃止取次と並行)



需要家自身が旧小売にアプローチして、不利益事項の詳細を確認する。  
(廃止取次は、需要家の詳細確認とは別に進める)

## ■ご意見

Case.2の場合、たとえ新小売が不利益事項の同意を得ていても、後々新小売⇔需要家間でトラブルが発生するのではないか。

「廃止取次と、需要家から旧小売への問合せを並行するべきでない」とルールで縛ってしまった方がよいのではないか。

案1. 新小売によるワンストップ廃止取次、申込後の処理の説明を行ったうえで需要家の同意を得る。

- ・新小売へ申込を行うことで、旧小売への廃止依頼を代行して行う旨を説明する。
- ・需要家のスイッチングをする意思を明確にする。
- ・**スイッチングを取り止めたい場合は、新小売側に申し出る必要があることを説明する。**

案2. 需要家の意思表示があいまいな場合、新小売がスイッチング受付をできないようルール化する。

旧小売への確認を行う場合、Case.1のみを認める。

→需要家の行動は縛れないため、結果として廃止取次と旧小売への問合せが並行する可能性は残る。

案3. 需要家がスイッチングの申込を行う前に、現契約の内容・解約時の条件等を把握する。

→理想ではあるが、需要家の行動を縛るルールは広域機関として規定できない。

廃止取次と需要家による旧小売への問合せは、需要家の行動に依る所が大きく制限することは難しい。新小売から需要家への廃止取次に関する説明を充実させることで対応する案1でどうか。